

## 権原市環境基本条例（案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第6条）

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第1節 環境に関する基本的な計画の策定（第7条・第8条）

##### 第2節 良好的な環境を保全し、及び創造するための施策（第9条～第13条）

##### 第3章 参画及び協働のための施策（第14条～第16条）

#### 第4章 推進体制（第17条）

#### 附則

権原市には、万葉集に詠われた大和三山、飛鳥川や曾我川、また、日本で初めての本格的な都城であった藤原京など、歴史的、文化的な遺産が数多くあります。このことは、古来、この権原の地が豊穣な自然に恵まれ、人々の生活に適した良好な環境であったことを示しています。

しかしながら、過去の良好な環境が、現在、そして将来の良好な環境を保証するものでないことは言うまでもありません。私たちが生活する上で適した環境は、私たちが日々努力することで創り出し、次の世代へと継承していくものです。

万葉の時代から年月は累なり、近年、私たち人類は社会経済活動において飛躍的な規模の拡大を果たしましたが、同時に、それは、環境に過剰な負荷を与えるものでもありました。その結果、地球温暖化を始めとした様々な環境問題を引き起こし、私たち人類の存続の基盤が侵食されつつあります。

この問題を深く認識しなければ、良好な環境を将来に引き継ぐことはできません。また、放置すれば、私たち人類を含む多種多様な生物が絶滅することにもなりかねません。

私たちは、だれもが健康で文化的な生活や、住み良い安心できる社会を希求しています。それならば、私たちは、一人ひとりがこの権原の地はもとより、私たち人類の存続の基盤である素晴らしい地球環境についても、積極的にその環境の保全に努めるべきです。

そのためには、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの在り方とその環境への影響力を自覚し、自主的かつ積極的に環境の保全に対してその役割を果たし、相互に協力し連携することが求められます。

ここに、万葉の昔から、この檀原の地に受け継がれてきた豊穣な自然の継承を指標として、健康で文化的、かつ、安心で安全な生活の基盤となる良好な環境を保全し、後世に引き継ぐため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、檀原市（以下「市」という。）において良好な環境を保全し、及び創造するための基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の連携のもと、それぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的、かつ、安心で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）における用語の定義の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 良好的な環境 現在及び将来の市民が健康で文化的、かつ、安心で安全な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (2) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止又は自然の恵みの確保その他の良好な環境の維持に止まらず、積極的に良好な環境を創り出すことをいう。
- (3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 市民団体 環境の保全及び創造のための活動等を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、市民を中心に組織された団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び市民団体をいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことの

できる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、生物の多様性を損なうことなく、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、市民等及び事業者が自らの環境への負荷及び影響を自覚した上で、その役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、その基本的かつ総合的な施策は、現在の市民が良好な環境を享受できるようにするとともに、当該良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを最大の目的として策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自ら行う事務事業の執行に当たり、環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国、奈良県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 4 前各項に掲げるもののほか、市は、市民等及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出その他日常生活における環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任及び負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講ずるとともに、資源及びエネルギーの有効な利用並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全及び創造に積極

的に努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 環境に関する基本的な計画の策定

#### (環境総合計画)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化への対策を含めた環境についての基本的かつ総合的な計画（以下「環境総合計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第13条に規定する権原市環境審議会の意見を聴かなければなければならない。
- 4 市長は、環境総合計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (年次報告等)

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を、市民等及び事業者がその内容について十分な検討を行い、それぞれの責務を果たせるよう配慮の上作成し、公表しなければならない。

### 第2節 良好的な環境を保全し、及び創造するための施策

#### (市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。
- 2 市は、前項の配慮の対象及びその内容について、前条に規定する報告書に記載するものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、環境への負荷の低減を図り、資源及びエネルギーの有効な利用の推進に努めなければならない。

(地球温暖化対策の推進)

第11条 市は、地球環境の保全における地球温暖化対策の重要性に鑑み、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、国、奈良県その他関係する機関及び市民団体と連携又は協働して、地球温暖化対策に関する施策を積極的に推進するものとする。

(指導等の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止するため、その原因となる行為に対し、指導、助言その他の措置を講じなければならない。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定その他の措置を講じなければならない。

(審議会)

第13条 環境基本法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関する基本的事項を調査及び審議するため、橿原市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第3章 参画及び協働のための施策

(環境教育等の推進)

第14条 市は、市民等及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動意欲が増進されるように、環境に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、環境教育等の推進並びに市民等及び事業者の自発的な活動の促進に必要な情報を提供するものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等及び事業者が自発的に行う、環境の保全及び創造に資する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等及び事業者の意見を適切に反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、調整するために必要な体制を整備するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(権原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 権原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年権原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略 )